

---

プロジェクト 中小企業の会計に関する指針

項目 「中小企業の会計に関する指針」の改正について

---

## 本資料の目的

1. 日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（以下「関係 4 団体」という。）は、連名で「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）を公表している。
2. 現在関係 4 団体は、今回<sup>1</sup>の中小会計指針の改正に向けた検討を行っており、2023 年 3 月 7 日に開催された第 37 回「中小企業の会計に関する指針作成検討専門委員会」（以下「検討専門委員会」という。）では、中小会計指針の改正に向けた審議が行われた。
3. 本資料は、中小会計指針の改正に関する検討状況をご説明し、改正中小会計指針の公表に関してご了承頂くことを目的としている。公表を予定している文書は以下のとおりである。
  - (1) 「中小企業の会計に関する指針」の改正に関するプレスリリース（案）（審議事項(5)-2）
  - (2) 「中小企業の会計に関する指針」（改正案全文）（審議事項(5)-3）
  - (3) （参考資料）「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表（審議事項(5)-4）
4. なお、中小会計指針の概要及び中小会計指針の改正にあたっての当委員会の手続は別紙に記載している。

## 改正中小会計指針の概要

### （公開草案の公表）

5. 今回の中小会計指針の改正に向けて、第 492 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 6 日開催）において次の内容の公開草案の公表に関するご了承をいただいた。その後、2022 年 12 月 23 日に公開草案を公表し、2023 年 1 月 23 日までコメントを募集

---

<sup>1</sup> 公開草案の公表時の審議（第 492 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 6 日開催）においては、「2021 年度における」と記載していたが、公開草案の公表は、2022 年 12 月であり、改正中小会計指針の公表は 2023 年 5 月を予定している現在の状況を踏まえ、「今回」という表現を用いている。

した。

### (公開草案における提案内容)

#### 重要な会計方針：収益の計上基準の注記

6. 収益の計上基準の注記について、会社の主要な事業における製品やサービス等の内容とそれらに関する収益の計上時点を記載することを提案していた（詳細は審議事項(5)-4 新旧対照表を参照）。
7. 前項の提案理由は次のとおりである。

収益に関して、上場企業等においては企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）が適用される一方、上場企業等以外においては、引き続き企業会計原則に基づく実現主義によることができるとされている。この結果、上場企業等以外には代替的な会計基準が存在することとなり、会社計算規則上、採用している「収益の計上基準」の注記が必要であると解釈される。そのため、中小企業が注記を行う際の便宜を考慮して改正を提案していた。
8. 提案した内容は、収益認識会計基準の適用に伴い改正された会社計算規則の定めを参考としている<sup>2</sup>。また、中小会計指針適用会社の事務負担に対する配慮として、中小会計指針の別紙において収益の計上基準の注記例を複数示すことを提案していた。

#### その他の軽微な修正

9. 企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」の適用が終了になる旨を脚注に追加している<sup>3</sup>。

#### 改正を提案していない事項

10. 次の事項のうち、(1)については今後の課題としており、(2)～(4)については、関連する改正を提案しないこととしていた<sup>4</sup>。

---

<sup>2</sup> 会社計算規則第 101 条第 2 項では、収益認識会計基準を適用する場合に、重要な会計方針の収益の計上基準として記載する事項に次を含むとしている。

(1) 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

(2) 前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

<sup>3</sup> 審議事項(5)-3 及び審議事項(5)-4 の「引当金」及び「収益・費用の計上」における関連項目の脚注 14 及び 21 を参照。

<sup>4</sup> 第 36 回検討専門委員会（2022 年 3 月 28 日開催）以降、次の会計基準等が公表されている

- (1) 収益認識会計基準の考え方を中小会計指針に取り入れるか否か

中小会計指針における収益認識会計基準等に関連する各論項目である「収益・費用の計上」の見直しについては、2019年及び2021年改正時と同様に、収益認識会計基準が上場企業等に適用された後に、その適用状況及び中小企業における収益認識の実態も踏まえ、収益認識会計基準の考え方を中小会計指針に取り入れるか否かを検討することとしている。

- (2) 実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」
- (3) 実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」
- (4) 実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」

#### (公開草案に寄せられたコメントの概要及び対応案等)

11. 公開草案に寄せられた有効なコメントはなかった。ただし、公開草案から軽微な字句修正を行っている（公開草案からの変更点については、審議事項(5)-4において黄色ハイライトを付している。）。
12. 第37回検討専門委員会では、前項の修正を含めた文案について反対する意見はなかった。そのため、当該修正後の内容で最終化すべく、関係4団体における各々のデュー・プロセスを経て、「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会（親委員会）」（以下「検討委員会」という。）に付議することとなった。

#### 今後のスケジュール

13. 今回の中小会計指針の改正スケジュールは次を予定している。

2023年4月11日 関係4団体で所定の手続を行う。企業会計基準委員会では、本委員会で改正中小会計指針(最終成果物)の公

---

が、これらについては検討を行っていない。

- (1) 実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（2022年8月26日公表）
- (2) 企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正（2022年10月28日公表）
- (3) 実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」（2023年3月31日公表）

表について審議を行う。

2023年5月10日

検討委員会を開催し、改正中小会計指針の公表に関する審議・承認を行う。

検討委員会での承認後 改正中小会計指針を公表する。  
速やかに

#### ディスカッション・ポイント

今後の手続を経た上で、関係諸団体と連名で改正中小会計指針を公表することについて、ご了承をいただきたい。

以上

## 中小会計指針の概要

### (中小会計指針の制定経緯とこれまでの改正経緯)

- A1. 2005年(平成17年)8月、関係4団体の連名で、中小会計指針を公表した。
- A2. これは、「中小企業の会計に関する研究会報告」(中小企業庁、2002年(平成14年)6月)、「中小企業会計基準」(日本税理士会連合会、2002年(平成14年)12月)、及び「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」(日本公認会計士協会、2003年(平成15年)6月)の3つの報告書を統合する形で誕生したものである。また、2005年(平成17年)7月に公布された会社法で「会計参与制度」が導入されたことにも対応したものである。
- A3. 以後、当委員会が公表する会計基準の新設又は改正及び関係法令の改正などに伴い、ほぼ毎年改正を行っている。
- A4. なお、中小会計指針を改正する手続としては、関係4団体及び学識経験者等から構成される検討専門委員会と親委員会に相当する検討委員会の審議を経ることとしている。具体的には、当該検討専門委員会での検討を経て公開草案を公表し、公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、さらに当該検討専門委員会で検討を行った上で、検討委員会を招集して検討を行い、全会一致での了承を得て、改正した中小会計指針を公表している。

### (中小会計指針の目的)

- A5. 中小企業が計算書類を作成するにあたり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。とりわけ、会社法上、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するにあたって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。そのため、中小会計指針は一定の水準を保つものとされ、中小企業は中小会計指針により計算書類を作成することが推奨されている。

### (中小会計指針の適用対象)

- A6. 中小会計指針の適用対象は、以下の会社を除く株式会社とされている。
- (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
  - (2) 会計監査人を設置している会社及びその子会社

**中小会計指針の改正にあたっての当委員会における手続**

- A7. 第303回企業会計基準委員会（2015年1月9日開催）にて以下が確認されているため、今後も同様の手続に拠ることが考えられる。
- A8. 中小会計指針は、金融商品取引法適用会社には適用されず、公益財団法人 財務会計基準機構の定款第52条第1項で定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及びその実務上の取扱いに関する指針」には該当しないことから、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（最終改正2019年3月15日）で規定した適正手続の対象には当たらないと考えられる。
- A9. しかし、「企業会計基準委員会」という名称を使用して公表するものであるため、適切なデュー・プロセスを図る観点から、以下の手続を取る。
- A10. 中小会計指針の改正にあたっての公開草案の公表に向けての手続としては、当委員会事務局での検討を踏まえて検討専門委員会の審議に参加する。そして、検討専門委員会での検討を踏まえた公開草案を企業会計基準委員会に付議して審議を行い、了承を得る（中小会計指針の位置づけを踏まえ、議決は行わない）。なお、関係4団体すべての了承が得られた段階で公開草案が公表される。
- A11. 最終的な改正された中小会計指針の公表に向けての手続としては、当委員会事務局で公開草案に寄せられたコメントの分析及び検討を行った上で検討専門委員会の審議に参加し、検討専門委員会での検討を踏まえた中小会計指針の最終的な改正案を企業会計基準委員会に付議して審議を行い、了承を得る（中小会計指針の位置づけを踏まえ、議決は行わない）。その上で、検討委員会の審議に参加する。なお、当該検討委員会において全会一致で了承が得られた段階で改正された中小会計指針が公表される。
- A12. なお、公開草案に寄せられたコメントについては、関係4団体のホームページで公開しているが、当該取扱いは今後も踏襲することとする。

以上